

- 令和元年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、建築設計業務等を含む「調査等」が同法の対象として位置づけられ、同法の理念の一つである公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮した取組がこれまで以上に求められている。
- これを受け、各地域の実情や業務の性格等を踏まえ、各地方整備局営繕部の設計業務等の発注において、必要に応じて担い手の育成及び確保に配慮した評価基準及び得点配分※を設定する試行的取組を開始(令和元年7月～)。

※「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月25日付け国営整第204号ほか)に標準的な設定例等を示している。

東北地方整備局営繕部の取組例

東北地方整備局営繕部では、一般競争総合評価落札方式(簡易型)で発注する改修設計・工事監理業務等において、次の試行的取組を行っている。

